

Q

&

A

編

E. Q & A 編

目 次

【Q & A 編】

① 指定申請手続き	E- 1
② 変更の届出	E- 5
③ 加算・減算の届出	E- 7
④ 報酬の算定	E- 9
⑤ 人員基準	E-12
⑥ 運営基準	E-15
⑦ 設備基準	E-16

①指定申請手続き

No	該当サービス	項目	質 問 事 項	回 答
1	全サービス	申請期間	障害福祉サービスを始めたいのですが、指定を受けるまでにはどれくらいの時間がかかりますでしょうか。	申請書類は、事前に図面相談を行ったうえで、県HPに掲載の必要書類チェックリストにより、申請者の責任の下、不足書類がないかチェックのうえ、郵送で提出してください。書類が不足し、基準充足の審査ができない場合、申請書を返却させていただきます。 ただし、就労継続支援A型事業所については事業収入によって利用者に対して賃金を支払う必要があります。そのため適切に事業が行えるか（賃金をまかなうだけの事業収入が見込まれるのか）の確認を終えてからの申請書提出となりますので、さらに多くの時間を要することとなります。 つきましては、時間に余裕をもって申請をするようお願いいたします。 図面相談、収支確認及び指定申請書の提出については、下記URLの「障害福祉サービス事業等の申請者の方へ」を必ずご確認ください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/for-jigyousya.html
E. Q&A-1				●<u>障害福祉サービスを行う場合</u> 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助】 ⇒「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業（若しくはそれぞれのサービス名）」
2	全サービス	定款	株式会社やNPO法人で障害福祉サービス事業等を行うには、定款の目的にどのような文言が必要でしょうか。（社会福祉法人は定款準則のとおり）	●<u>一般相談支援事業を行う場合</u> 【<u>地域移行支援、地域定着支援</u>】 ⇒「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく一般相談支援事業（若しくはそれぞれのサービス名）」 ●<u>障害児通所支援事業を行う場合</u> 【<u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</u>】 ⇒「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（若しくはそれぞれのサービス名）」

3	全サービス	多機能型	今まで多機能型事業所だったものを各サービス毎の単独型事業所にするときにはどのような手続きが必要ですか。	●障害福祉サービス事業所と障害福祉サービス事業所、若しくは障害児通所支援事業と障害児通所支援事業所の多機能型事業所 ⇒ 2つのサービスを多機能型の事業所として申請している場合にそれぞれを単独型事業所にするには、一方のサービスを廃止してそのサービスをについて再度新規指定申請をする必要があります。 ●障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業の多機能型事業所 ⇒ 2つのサービスを多機能型の事業所として申請している場合にそれぞれを単独型事業所にするには、多機能型から単独型へ変更するという変更届と、定員区分の変更等に伴う加算の変更届が必要となります。 ※ 多機能型事業所から単独型事業所に変更するに伴い定員変更が必要な場合があります。定員減の変更をする場合、変更届となります。一方で定員増の変更をする場合、サービスによっては、変更申請が必要となります。変更申請は新規指定申請と同様の提出期限までに申請する必要があります。（単独型の場合、生活介護及び就労継続支援B型の最低定員は20名。就労移行支援及び就労継続支援A型の最低定員は10名となります。）
E. Q&A-24	全サービス	賃貸借契約	必要な書類として賃貸借契約書の写しとありますが、何を確認するのでしょうか。	事業を行う建物が確保されていることの担保として、賃貸契約書の写しの提出を求めています。 借主は代表者などの個人ではなく申請者（法人）である必要があります。 また、目的が「住居」や「店舗」および「事務所」などとされている場合、障害福祉サービスの事業所として使用する旨の覚書を貸主と交わし、その写しも添付するか、賃貸借契約書に用途を明記してください。 なお、賃貸借契約が不動産業者を介さない場合、別途賃貸人の所有権を確認する書類が必要になります。（建物登記の写し、直近の納税通知書の写し等）
5	全サービス	建物の完成時期	建物がまだ工事中なのですが、申請書類の受理はしてもらえるのでしょうか。	指定申請書提出時までに工事完了かつ空調設備を含む備品が整備された上で、内装完了後の写真を添付することが基本ですが、期日までに写真の撮影・提出が間に合わない場合は、「開所予定月の前月15日（必着）までに写真を提出する」旨の確約書（様式任意）を添付してください。
6	全サービス	写真	事業所の写真を撮影・提出する際に気を付けることはありますか。	事業所の様子を確認するため、カラー写真の添付を求めています。 建物の外観・玄関・トイレ・洗面・訓練作業室など設備基準上必要な部分の写真に番号をつけ、平面図上に撮影位置・方向を番号と矢印で示してください。（事業所として使用する場所は全て、死角がないように撮影してください） なお、この写真は事業所が完成した状態（内装完了後）で撮影していただくことを基本としています。が、期日までに完成しない場合については、質問No 5 の回答を御参考ください。

7	全サービス (居宅介護等を 除く)	サービス管理 責任者(児童 発達支援管理 責任者)の研 修修了時期	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の研修修了時期が指定日以前には修了するが申請書の提出日に間に合いません。申請書類の受理はしてもらえないのでしょうか。	研修の受講決定が確認が出来る場合は、以下の流れで申請書の受付をします。 指定申請書に、①研修の受講決定が確認できる書類(受講決定通知書等)②当該研修を事業所が指定日までに受講させ、研修修了証の写しを指定日前日までに提出する申立書を添付する。 研修修了後、速やかに研修修了証の写しを指定日前日までに提出してください。
8	全サービス	法人変更	合併や事業譲渡により申請法人が変更になった場合の手続き方法を教えて下さい。	法人格としての継続性が認められない限り、既存の事業所を廃止すると同時に、変更後の法人による新規の指定申請が必要となります。(例えば株式会社が発行する事業所をNPO法人に引き継ぐ場合等) ・事業譲渡の場合は、譲渡する法人からの廃止届と、譲渡を受ける法人による新規指定の申請が必要です。 ・合併については、吸収合併の場合において存続する会社が運営している事業所に関しては、引き続き運営することが出来ます(法人の名称、所在地、代表者等の変更を伴う場合はその旨の変更届は必要)が、合併により消滅する会社が運営している事業所、あるいは、新設合併(既存の会社をすべて解散し、新たな会社を設立してそこへ事業譲渡する)の場合は、上記と同様に廃止と再度の指定申請が必要となります。 ・有限会社から株式会社への変更は、法的には「商号変更」として扱われることから、手続きは「廃止・新規指定」ではなく、法人の名称変更による変更届で可能です。 ・合同会社(合名会社・合資会社)から株式会社への変更(その逆も可)は、会社法において規定されている「組織変更」にあたり、法人格の継続性が認められる変更であることから、法人の名称変更による変更届で可能です。(ちなみに、合同会社、合名会社、合資会社の相互間の変更は「組織変更」に当たらず、定款の変更のみで可能です。) ※国事務連絡(令和6年6月21日)「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」に基づき、指定手続き簡略化及び報酬上の実績の通算等を希望する場合は、判明次第至急障害福祉課までメールを送信後、担当まで電話にてご一報ください。
9	共同生活援助 短期入所	型の変更に ついて	①共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型) ②短期入所(併設型及び空床利用型⇔単独型) ③短期入所(併設型⇔空床利用型)	①及び③については、設備基準等が同様の点もあることを鑑み、変更届とします。ただし①について、日中サービス支援型への変更となる場合は、あらかじめ事業所が所在する市町村自立支援協議会において評価を受けることが必要であり、単独型または併設型短期入所の指定申請も必要となります(現に指定を受けている場合を除く)。 ②については基準等に相違があることから、既存の事業所を廃止すると同時に、新規の指定申請が必要となります。 なお、いずれの手続においても、事前の図面相談が必要となります。

10	日中系サービス 障害児通所	申請調査書	日中活動系サービス事業所（共同生活援助・障害児通所支援事業所）の申請調査書にはどのような内容を記載するのでしょうか。	障害福祉サービス事業等の実施にあたっては、障害者総合支援法や児童福祉法だけでなく他法令も遵守する必要があります。他法令については当課で判断できませんので、以下の法令についてそれぞれの所管部署に確認し、「申請調査書」に記入してください（該当無しの場合も、照会先の部署名、担当者名、電話番号、照会方法及び照会日を記載してください）。 ●建築基準法…事業を行うために建物の用途変更が必要となる可能性があります。用途変更が必要な場合は、事業を開始する前までに用途変更の手続きを終える必要があります（届出＋検査（確認）済証まで）ので、建築士にご相談ください。 ●消防法…防火対象物使用開始届（押印あり）の届出及び添付が必要になります。建物にスプリンクラーや自動火災報知設備などの消防設備の設置が必要となる可能性があるため、消防部に確認してください。設備が整っていない場合は、事業を開始する前までに設置工事を終える必要があります。 ●都市計画法…市街化調整区域で事業を行う場合、開発許可が必要となります。そのため建築部局と手続きをしてください。（市街化調整区域でない場合は「該当なし」にチェックをしてください。）
E. Q&A-4 11	全サービス	申請調査書	建築基準法、消防法、都市計画法の基準を満たしているか確認したいのですが、どちらに照会をすればよいのでしょうか。	●建築基準法…愛知県建築局建築指導課及び特定行政庁・限定特定行政庁となる市町村の建築所管課が窓口となります。詳細は以下のリンク先を確認してください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kenchikukakinmadoguchi.html なお、図面等により具体的に建築基準法を満たしているか確認したい場合は、建築士にご相談ください。 ●消防法…各市町村の消防部局が窓口となります。各市町村の消防本部にお問い合わせください。 ●都市計画法…開発許可申請書等は、開発区域に係る市町村に提出してください。詳細は、愛知県建築局建築指導課開発グループがまとめた以下のリンク先を確認してください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kaihatu-tokei-top.htm#1
12	障害児通所	児童発達支援センターの設立	児童発達支援センターを設立したい場合の手続きを教えてください。 また、既存の児童発達支援事業所を、児童発達支援センターに変更したい場合の手続きは新規指定か変更届のどちらになりますでしょうか。	児童発達支援センターは、児童福祉法上の「児童福祉施設」に該当するため、指定障害児通所支援事業の指定申請手続きと同時に、児童福祉施設の認可申請（設置者が市町村の場合は、認可届で可）も行ってください。必要書類等については以下のリンク先の「（３）指定申請書類について」を確認してください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jishinki.html なお、中核市に設置される場合も、認可申請（届）先は愛知県になりますので、ご注意ください。 既存の児童発達支援事業所を児童発達支援センターに変更されたい場合は、人員基準及び設備基準の変更を伴うため、既存事業所を廃止し、新たに児童発達支援センターの新規指定申請の手続きを行ってください。

②変更の届出

No	該当サービス	項目	質 問 事 項	回 答
1	全サービス	届出の期限	変更の届出はいつまでに行えばいいでしょうか。	変更の事実があった日から、10日以内に愛知県障害福祉課に届くように届出書を郵送してください。
2	全サービス	届出書類	変更の届出にはどのような書類が必要でしょうか。	障害福祉サービス等の変更届⇒ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shahenkou.html 障害児通所支援事業等の変更届⇒ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jihenkou.html
3	全サービス	届出が必要な項目	どのような項目が変更になった場合に変更届を提出すればよいのかわかりますか。	「変更届に必要な書類一覧（上記参照）」に「変更の届出を要する事項」の項目がありますので、ご確認ください。
4	全サービス	登記簿の内容変更	登記簿の内容が変更になったのですが、登記に時間がかかりますが、変更から10日以内に必要書類を揃えて提出ができません。どうすればよいでしょうか。	登記簿の変更については、登記簿の変更が完了し、書類が揃いましたら変更届を早急に提出してください。（※登記簿の内容の変更に限っては、変更日から10日を過ぎても構いません）
5 E. Q&A-5	全サービス	定員の変更	定員を変更する場合は、「運営規程」の変更として、必要書類を揃えて変更届を提出すればよいのでしょうか。	下記※の場合を除く、定員の増加・減少は変更届の提出で可能です。 ※生活介護・施設入所支援・就労継続支援A型・B型・児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所支援で定員を増やす場合は変更届の提出では受付できません。変更申請の手続きが必要です。
				変更申請については「事業所の変更等の手続きについて」の（2）をご確認ください。
				質問2のリンク先を参照してください。
6	全サービス	事業所の移転	事業所を移転するにはどのような手続きが必要でしょうか。	移転先が設備基準を満たしているどうかの事前確認が必要になりますので、まずは図面相談が必要です。基準上問題なければ、その後変更届を提出していただきます。
7	全サービス	運営規程の変更	職員の異動があり運営規程の記載内容の変更があります。軽微な変更なのですが、その都度届出を行う必要はあるのでしょうか。	ありません。 職員の異動、退職等により、年間を通じて人員の配置基準は満たしているものの、従業員数が変動する場合は、その都度変更届を提出する必要はなく、毎年4月1日現在の状況を前年度と比して、変更がある場合に提出してください。
8	共同生活援助 短期入所	型の変更に ついて	①共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型） ②短期入所（併設型及び空床利用型⇔単独型） ③短期入所（併設型⇔空床利用型）	①及び③については、設備基準等が同様の点もあることを鑑み、変更届とします。ただし①について、日中サービス支援型への変更となる場合は、あらかじめ事業所が所在する市町村自立支援協議会において評価を受けることが必要であり、単独型または併設型短期入所の指定申請も必要となります（現に指定を受けている場合を除く）。
			①から③のそれぞれのサービスにおいて、既に指定を受けている型を変更する場合の手続きはどのように行えばよいでしょうか。	②については基準等に相違があることから、既存の事業所を廃止すると同時に、新規の指定申請が必要となります。 なお、いずれの手続においても、事前の図面相談が必要となります。

9	全サービス	サービス（児童 発達支援）管理 責任者のみなし	研修の修了要件について、前任者がややむを得ない事由により不在となったこと により、みなしで配置していたサービス（児童発達支援）管理責任者が研修を 修了しました。届出は必要でしょうか。	必要です。 変更届出書の変更前の欄にみなしであった旨、変更後の欄に研修を修了した旨を記載の上、経歴書・ 修了証の写しを添付して届出を行ってください。
10	障害児通所支 援事業	主な利用者の変 更について	主な利用者（主として重症心身障害児を通わせるか否か）を変更した場合の手 続きはどのようにしたらよいか。	設備基準を満たしているかどうかの事前確認を行った上で、変更届をご提出ください。なお、合わせ て適用月の前月 15 日までに体制届（加算届）をご提出していただく必要があります。

③加算・減算の届出

No	該当サービス	項目	質 問 事 項	回 答
1	全サービス	届出書類	単位数の変更の予定がありますが、どのような場合に届出すればよいのかわかりますか。また、届出にはどのような書類が必要でしょうか。	障害福祉サービス等の加算届⇒ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shakasan.html 障害児通所支援事業等の加算届⇒ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/iikasan.html
2	全サービス	届出の期限 (単位数が増える場合)	算定する単位数が増える場合は、いつまでに届出を行えばよいのでしょうか。(新しい加算の算定、加算の区分の変更、減算の解消、人員区分の変更etc)	前月の15日まで(消印有効)に届くように届出を行ってください。 ※ただし食事提供体制加算は、利用者負担軽減の観点から、届出があった日から算定可能です。
3	全サービス	届出の期限 (単位数が減る場合)	算定する単位数が減る場合は、いつまでに届出を行えばよいのでしょうか。(加算の取り下げ、加算の区分の変更、減算の開始、人員区分の変更etc)	事実が分かり次第早急に届出を行ってください。
4	日中系サービス	平均利用者数 (人員配置区分) (夜間支援体制加算)	新規又は定員増の時点から、直近6ヵ月間又は1年間の利用実績により、人員配置区分や夜間支援等体制加算の算定単位数の変更を届け出ようと思うのですが、実績が当該月の前月末日に確定するため、単位数が増える場合は前月の15日までの届出の期限に間に合いません。どうすればよいのでしょうか。	新規又は定員増の時点から、直近6ヵ月間又は1年間の利用実績により算定する事業所は、この届出時において、最終月の利用実績が未確定の場合、当該最終月のみ推定値により、届出を行ってください。ただし、届出後、推定値が実績と異なり、加算要件を満たさなくなる場合は、速やかに取下げ書(任意様式)を提出してください。
5	日中系サービス 共同生活援助 障害児通所	福祉専門職員配置等	福祉専門職員配置等加算(1)の加算届にその登録証のコピーを添付する必要があるようですが、現在登録申請中で手元には合格証しかありません。この場合、登録証の代わりに合格証を添付してもよいのでしょうか。	福祉専門職員配置等加算(1)は「直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士(以下、社会福祉士等)である従業者の割合が100分の35以上」の場合に算定できる加算です。 社会福祉士等は合格後に登録の申請を行うことで正式に社会福祉士等になります。そのため合格証では認められません。
6	日中系サービス 共同生活援助 障害児通所	福祉専門職員配置等加算	算定単位数に変更はありませんが、加算算定要件となっている従業者に変更が生じます。この場合、届出は必要でしょうか。	算定単位数に変動がない場合、届出の必要はありません。事業所において算定要件を満たすことを確認し、算定根拠となる資料を常備しておいてください。 ※賃金向上達成指導員配置加算、目標工賃達成指導員配置加算等も同趣旨。
7	居宅介護等	特定事業所加算	特定事業所加算を算定する場合、特定事業所加算に係る届出書のみ添付すればよいでしょうか。	特定事業所加算に係る届出書のみでなく、届出書に記載した要件を確認できる書類を全てご用意し、添付していただく必要があります。

8	全サービス	届出の期限	ある特定の月のみ加算要件を満たさなくなる見込みで、特定の月の翌月から加算要件を満たすであろう見込みがある場合、加算届について、終了と新規の両方を提出する必要があるか。また、提出する場合、終了はわかり次第すぐに、新規は前月の15日までに提出する必要があるが、この場合も同様の期限となるか。	終了と新規の加算届の提出が必要です。 提出期限はお見込みのとおりです。
---	-------	-------	--	--

④報酬の算定

No	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	全サービス (訪問系サービスを除く)	サービス管理責任者 (児童発達支援管理責任者)	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が急遽やめてしまい不在になってしまいました。この場合減算はどうなるのでしょうか。	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が欠如した月の翌々月から所定単位数の30%を減算し、減算適用が5月目に至った場合、所定単位数の50%を減算します。(減算適用5月目から減算率20%引き上げ)。
2	全サービス	利用者負担上限額管理加算	以下の月において、加算の算定ができるか教えてください。 ①上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月 ②上限額管理事業所及び他事業所を利用した月 ③上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月	利用者負担上限額管理加算は、利用者負担額の合計額の管理を行った場合に算定できるため、以下のとおりとなります。 ①上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できません。 ②上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できます。 ③上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できます。
3	日中系サービス 障害児通所	定員超過利用減算	やむをえない事由があり定員が超過して利用者の受け入れを行いました。どのような場合に減算になるのでしょうか。	・利用定員50人以下において、1日の利用者数が利用定員の100分の150を乗じて得た数を超える場合 ・利用定員51人以上において、1日の利用者数が利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合 ・直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合。ただし、定員が11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
4	日中系サービス 障害児通所	福祉専門職員配置等加算	多機能型事業所の場合、配置割合等の計算は個々のサービスの毎に行い、個々のサービス毎に加算を算定するのでしょうか。	多機能型事業所全体で、配置割合等の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行うことになります。
5	日中系サービス 障害児通所	欠席時対応加算	欠席時対応加算算定日は実際の利用日数に含めるのでしょうか。 例として、支給日数が月20日で、欠席時対応加算を1日算定した場合に利用可能日数は19日となるのでしょうか。	欠席時対応加算算定日については、実利用日に含みません。 したがって、例の場合であっても、20日の利用が可能です。
6	日中系サービス 障害児通所	欠席時対応加算	欠席時対応加算における「連絡調整その他の相談援助」とはどのようなことを行えばよいのでしょうか。	利用者の状況やいつから来ることができかななどの確認や、連絡調整の内容(連絡を受けた日、利用者名、欠席日、欠席理由、誰から連絡があったか、連絡を受けた職員名、利用者の状況、次回通所予定日等)を記録することが必要です。(※記録に用いる様式は任意様式になります。)
7	日中系サービス 障害児通所	欠席時対応加算	どのような理由で利用者が欠席した場合に欠席時対応加算の算定は可能でしょうか。	利用者本人に通所する意思があり本来何事もなければ通所していたはずが、不可抗力で通所不可能になった場合に算定が可能です。 (例：利用者の急病、家族の急病及び死去、送迎を行う保護者の急病etc)
8	日中系サービス 障害児通所	多機能型事業所の基本報酬に係る定員区分	多機能型事業所で請求を行う場合には、定員区分はサービス毎それぞれの定員数でみるのか、合算した定員数でみるのかどちらでしょうか。	「日中系サービス同土」の多機能型の場合は合算でみるようになります。 「日中系サービスと障害児通所」及び「障害児通所同土」の多機能型の場合は、人員配置により下記の2通りになります。 ①管理者である者のみが業務をしている場合 → サービス毎それぞれの定員数 ②管理者である者以外の業務が多機能型事業所内である場合 → 合算した定員数 ※いずれの場合も、設備を共有していないことが前提です。
9	日中系サービス	初期加算	同じ事業所で解約後に期間が空き、再度契約し利用する場合に、初期加算の算定は可能でしょうか。	サービス等利用計画を勘案の上、アセスメントや個別支援計画の見直しの必要性が初回利用の場合と同程度あれば算定可能です。
10	日中系サービス	初期加算	欠席時対応加算を算定した日については初期加算を算定は可能でしょうか。	初期加算を算定できるのは実際に利用した日のみですので算定できません。

11	生活介護	送迎加算（重度）	生活介護の送迎加算（重度）においては、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であることを届出た場合、通常の送迎加算とは別に加算されますが、この100分の60以上というのは送迎の際、毎回満たしていないといけないのでしょうか。それとも月の平均でよいのでしょうか。	送迎加算自体が「原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し」となっていることから、当該月の平均で区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の合計数の100分の60以上であれば算定できます。
12	生活介護	送迎加算（重度）	生活介護の送迎加算（重度）においては、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であることが要件となりますが、ここでのいう利用者の数とは「事業所の利用者の数」と「送迎を利用する利用者の数」のいずれになりますでしょうか。	「送迎を利用する利用者の数」となります。
13	生活介護（共生型）	開所時間減算	運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は減算となりますが、この「営業時間」とは運営規程における『営業時間』と『サービス提供時間』のどちらを指すのでしょうか。	開所時間減算における「営業時間」は運営規程における『サービス提供時間』となります。なお、このサービス提供時間には、送迎のみを実施する時間を含まれません。
14	生活介護 障害児通所	延長支援加算	延長支援の時間帯に、超過（時間外）勤務職員が対応することにより、延長支援加算を算定は可能でしょうか。	算定できません。
15	日中系サービス	食事提供体制加算	弁当の外注をすることにより、食事提供体制加算の算定は可能でしょうか。	施設外で調理されたものを提供する場合は、クックチル、クックフリーズ、真空調理（真空パック）又はクックサーブにより提供されたものに限り、食事提供体制加算の算定が可能です。 従って、上記の方法により提供されない弁当の外注では加算の算定はできません。
16	就労系サービス	食事提供体制加算	施設外就労により就労している利用者について、食事提供加算の算定は可能でしょうか。	事業所から施設外就労先の企業へクックサーブ等で提供された場合は算定は可能です。 労先の企業へクックサーブ等で提供された場合は算定は可能です。 また、施設外就労している利用者が、昼食時のみ事業所に戻り食事した場合にも算定できます。 （※事業所に戻っての場合は事業所において食事提供体制加算の要件を満たしている場合に限り算定します。）
17	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員は、職業指導員や生活支援員との兼務は可能でしょうか。また非常勤でも可能でしょうか。	兼務はできません。 非常勤職員として配置することは可能です。
18	共同生活援助	日中支援加算	日中活動サービスを利用していたが、体調不良で早退し共同生活援助事業所において世話人等を配置し支援した場合は、日中支援加算の算定は可能でしょうか。	日中活動サービスを利用し早退した場合においても、日中サービス側が（利用時間が短いなどの理由から）基本報酬を算定しなかった場合は、当該加算と基本報酬の算定が重複しないので算定が可能となります。
19	施設入所支援	入院・外泊時加算	施設入所の利用者が5月1日から入院し5月13日に退院しましたが、事業所に戻らずそのまま自宅に外泊しています。 この場合、入院・外泊時加算の算定は5月1日入院 5月2日～5月9日入院・外泊時加算（Ⅰ） 5月10日～入院・外泊時加算（Ⅱ） 5月10日以降の算定は ①事業所に戻らず外泊となっているため引き続き引き続き入院・外泊時加算（Ⅱ）で請求 ②場所が変わったため日数を一旦リセットして入院・外泊時加算（Ⅰ）で請求 のどちらでしょうか。	①となり、5月10日以降は入院・外泊時加算（Ⅱ）での請求となります。

20	障害児通所	専門的支援実施加算	理学療法士等が専門的支援計画の作成を行い、無資格者が当該計画に基づいて支援を行った場合にも加算の算定はできるでしょうか。	できません。 支援を行う職員も理学療法士等である必要があります。ただし、小集団（5名程度まで）の組み合わせ（2の小集団まで）による支援を行う場合、ふたつめの小集団の支援を理学療法士等でない職員が担当することは可能です。
21	障害児通所	児童指導員等加配加算 専門的支援体制加算 専門的支援実施加算	理学療法士等の要件で、「厚生労働大臣が定める基準」として、国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる規程障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる規程障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者について、同行援護従業者養成研修応用過程を修了した者は含まれるでしょうか。	含まれません。
22	障害児通所	児童指導員等加配加算 専門的支援体制加算	「心理担当職員」について、大学で心理学の単位を取得してれば加算の対象となるでしょうか？	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものである必要があります。 本県では「臨床心理士」、「公認心理士」、「学校心理士」、「臨床発達心理士」についてのみ認めております。
23	就労継続支援B型	基本報酬区分	年度途中で平均工賃月額区分を変更することはできるのでしょうか？	できません。 なお、年度途中で指定を受けた事業所の取り扱いについては、C.報酬-27～29を参照してください。
24	障害児通所	児童指導員等加配加算 (常勤専従区分)	災害、虐待その他のやむを得ない事情によって定員を超えて利用者を受け入れた日に、児童指導員等加配加算（常勤専従）を算定する場合、必要な人員配置はどのようになるか。	やむを得ない事情によって定員超過した場合においても、日ごとに実利用者人数に対して必要な基準人員を配置した上で、週ごとに常勤専従となる児童指導員等を加配してください。
25	障害児通所	児童指導員等加配加算 (常勤専従区分)	月～土曜日の週6営業の場合、週6日すべてに常勤専従の加配職員を基準人員に加えて配置する必要があるか。また、同様に週6営業の場合、週休の関係で加配職員が基準人員に含まれる日が生じるが、その場合は加算の算定が可能か。	週6営業の場合においても、常勤専従となる児童指導員等が1週間を通じて加配されていれば算定できるため、必ずしもすべての営業日に加配職員が配置されている必要はありません。また、加配職員が基準人員に含まれる場合、その週の各日において加算の算定はできません。

⑤人員基準

No	該当サービス	項目	質 問 事 項	回 答
1	全サービス	常勤	常勤とはどのような勤務の形態をいうのでしょうか。正規職員であれば常勤になるという考えでよいのでしょうか。	障害福祉サービス等の制度上での「常勤」とは正規雇用・非正規雇用の区別を指すものではありません。 「常勤」とは、指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、「就業規則」等において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していることをいいます。 したがって、非正規雇用の従業員であってもこの時間数に達していれば勤務形態一覧表に「常勤」として記載されます。 ※当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となります。従業員が10人未満で就業規則の作成義務がない場合でも、常勤換算を制度上算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務時間に関する規則を定める必要があります。（最低週32時間）
2	全サービス	超過（時間外）勤務	超過（時間外）勤務による勤務時間は、常勤換算に含まれますでしょうか。	含まれません。
3	全サービス	常勤換算	常勤換算の方法を教えてください。	常勤換算は、対象職員の勤務時間の総計を※ <u>常勤職員の勤務すべき時間</u> で除す（割る）ことにより求められます。（小数点第二位以下を切り捨て） 例）4週160時間勤務の常勤職員が2名、4週120時間勤務の非常勤職員が1名の場合 （160時間×2名 + 120時間×1名）÷ 160時間 = 2.75 → 2.7 ※祝日等により、 <u>常勤の勤務すべき時間数</u> が減少した月については、その時間数で除することにより常勤換算を行います。
4	全サービス	常勤の勤務すべき時間数	変形労働時間制を採用している場合に、常勤換算の計算をする上での「常勤の勤務すべき時間数」の考え方を教えてください。	変形労働時間制を採用している場合については、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられますが、この場合も「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間の最も多い人の時間数を常勤の勤務すべき時間数として当該月の常勤換算の算定に用いることとします。 例えば、変形期間が1か月で、起算日が各月1日とした場合は、上記の最多の時間数に満たない者は「非常勤」という扱いになるので注意をしてください。
5	全サービス	兼務	従業員、管理者、サービス（児童発達支援）管理責任者及び相談支援専門員について、それぞれどのような形態の兼務が認められるのか教えてください。	集団指導【職員の兼務に係る留意事項について】をご確認ください。

6	全サービス	兼務	管理者が従業者と兼務を認められる場合、勤務すべき時間を教えてください。	管理者の兼務が認められる場合における前提として、管理業務に支障が無いことが求められますので、管理者として、常勤の勤務すべき時間数の半分以上の時間は勤務することとしてください。
7	日中系サービス	平均利用者数	人員基準を計算する際の平均利用者数の計算方法がわかりません。	当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で割った数となります。
8	生活介護 障害児通所	嘱託医	生活介護、児童発達支援センター、児童発達支援（重症心身障害児対象）、及び放課後等デイサービス（重症心身障害児対象）については、嘱託医の配置が「1人以上」とされていますが、月あたりどの程度の時間数の配置が必要なのでしょうか。	月に最低1回以上、利用者全員の健康状態の把握等が可能な時間数の配置が必要です。
9	生活介護	看護職員	生活介護における看護職員については、単位ごとに「1以上」配置しなければならぬとされていますが、これは常勤換算方法により1人以上を配置しなければならないということでしょうか。	日常的な利用者 1人1人の健康状態を把握することができ時間数（勤務形態）の確保が必要です。 詳細は集団指導【各種サービスの人員配置基準に係る留意事項について】をご確認ください。
10	共同生活援助	兼務	サービス管理責任者が世話人および生活支援員を兼務することは可能でしょうか。	共同生活援助事業におけるサービス管理責任者については、世話人又は生活支援員のいずれかの職務とのみ兼務することが可能です。また、入居定員20人以上の場合は、専従に努めてください。
11	障害者支援施設 短期入所	必要職員数	併設型（空床利用型）短期入所を行う障害者支援施設における、基準上の必要職員数はどのように計算するのでしょうか。	併設型（空床利用型）短期入所を行う障害者支援施設においては、日中サービスの事業所と短期入所事業所の平均利用者数を基に必要職員数を計算します。 (例) 生活介護＝定員40名 施設入所支援＝定員40名 短期入所（併設型）＝定員2名 生活介護平均利用者38.7名 平均障害支援区分5.1 短期入所利用者平均1.2名 ①人員配置体制加算の算定なし →必要職員数は「 $(38.7+1.2) \div 3 = 13.3$ 」 ②人員配置体制加算（Ⅱ）（2：1）を算定 →必要職員数は「 $(38.7 \div 2) + (1.2 \div 3) = 19.75 \rightarrow 19.8$ 」※ ※併設型（空床利用型）短期入所における必要職員数は、本体施設の指定基準又は最低基準において必要とされる数です。そのため②のケースでは、短期入所の利用者から常勤換算を算出する場合は加算算定上の人員配置区分の「2:1」で割るのではなく、当事業所で必要な最低基準配置となる「3:1」で割ればよいので、 $1.2 \div 3 = 0.4$ そのため、この施設で必要な常勤換算は双方を合計した「 $19.35 + 0.4 = 19.75 \rightarrow 19.8$ 」となります。
12	共同生活援助 （日中サービス支援 型を除く）	配置時間帯	共同生活援助（日中サービス支援型を除く）の人員配置はどの時間帯に行うべきなのでしょうか。	集団指導【職員の兼務に係る留意事項について】をご確認ください。

13	同行援護	同行援護従業者 養成研修	従業者の同行援護従業者養成研修に相当すると認められる研修には何があるでしょうか。	本県において同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると認める研修は以下のとおり ▽本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者が実施した、次の年度内に修了した研修 ・重度視覚障害者研修課程（平成12年度～平成16年度） ・視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成16年度～平成23年度） ・視覚障害者外出介護従業者養成研修課程（平成19年度～平成23年度） ●本県において同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当するものと認める研修は以下のとおり ▽社会福祉法人日本盲人会連合が実施した、次の年度内に修了した研修 ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（平成20年度～平成23年度）
14	障害児通所・入所	児童指導員	児童指導員の任用資格にはどのような資格が該当しますでしょうか。	集団指導【児童指導員について】をご確認ください。
15	障害児通所・入所	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者の実務要件に加えられた「老人居宅介護等事業（介護保険法）の従事期間を除いた3年以上」に、老人居宅介護等事業における障害を有する高齢者等の支援は、障害者への直接支援の実務経験として評価・算入できるでしょうか。	算入できません。
16	障害児通所	利用者なし	サービス提供日に利用者が0人の場合においても、職員の配置は必要でしょうか。	利用者が0人の場合も基準上必要な常勤職員（管理者、児発管、児童指導員等（1名以上））の配置は必要です。
17	障害児通所	重心対象	主として重症心身障害児を対象とする場合は、嘱託医、看護職員、児童指導員または保育士、機能訓練担当職員がそれぞれ1人以上必要ですが、1以上とは常勤換算で1以上必要なのでしょうか。	常勤換算で1以上ではありません。 嘱託医及び機能訓練担当職員を除く左記の職種については、サービス提供時間を通じて1名以上の配置が必要になります。 ※嘱託医は月に1回以上利用者全員の健康状態の把握等が可能な時間数が最低限必要です。 ※機能訓練担当職員は機能訓練を行う時間帯に配置が必要となります。機能訓練を行わない時間帯に限り置かないことができますが、配置は必ず必要です。
18	障害児通所	重心対象	主として重症心身障害児を対象とする場合の、機能訓練担当職員には、「看護師」は含まれるでしょうか。	含まれます。 ※なお重心でない障害児に対して機能訓練を行う場合は、「看護師」は含まれません。

⑥運営基準

No	該当サービス	項目	質 問 事 項	回 答
1	全サービス	キャンセル料	利用者が急に利用をキャンセルした場合に、キャンセル料を設定し、徴収することはできるのでしょうか。	利用をキャンセルしたことによって得られなかった利用料に対してのキャンセル料の徴収はできません。 ただし、キャンセルによって発生した材料費、弁当費などの損失に対する実費の徴収については、事前に利用者と協議を行い、同意を得ているのであれば可能です。
2	全サービス	勤務表	勤務表については、県の指定の様式を使わなければならないのでしょうか。 また、毎月作成は必要でしょうか。	事業所で用意した様式を、使用していただいても構いません。 ただし、基準では「事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤非常勤の別、兼務関係等を明確にすること」とされておりますので、各自で用意した様式を使う場合でも、必要事項を盛り込んだ勤務表を毎月作成してください。
3	日中系サービス	定員	定員を超えて利用者を受け入れることは可能でしょうか。	できません。 ただし、災害、虐待、その他※やむをえない事情がある場合を除きます。 ※やむをえない事情については、事業所の自己判断では認められませんので、事前に市町村に確認をしてください。
4	障害児通所	重症心身障害児	主として重症心身障害児以外を受け入れるとして、重症心身障害児を受け入れる届出をしない事業所において重症心身障害児を受け入れることはできるのでしょうか。	可能です。 ただし、嘱託医、看護職員、児童指導員（または保育士）、機能訓練担当職員の1以上の配置をし、その旨の届出をおこなっていない場合は、重症心身障害児ではない障害児を受け入れた場合の単位数での算定となります。
5	障害児通所	運営規程	障害児通所支援事業について、送迎費用の徴収は可能でしょうか。	厚生労働省より「障害児通所支援事業においては、送迎加算以外の実費徴収が規定されていないため、徴収は認められない。」旨の説明がありました。 本県においても、令和4年1月サービス提供分から「送迎加算以外の実費徴収」を認めないこととしております。
6	全サービス	個別支援計画	利用契約日より前にアセスメントを実施し、個別支援計画を作成することは可能でしょうか。	できません。利用契約の締結→アセスメント→個別支援計画の作成→サービス提供の一連の流れを適切に行ってください。 なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、必要に応じて相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成に関わることができます。
7	障害児通所	運営規程	通常の事業の実施地域について、〇〇市の一部としても問題ないでしょうか。	基準省令第37条第6項の解釈通知に「通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。」と記載されています。 〇〇市の一部という書き方では、市の中の区域が該当するのか客観的に読み取ることができません。 事業所の実施するサービス（送迎サービス含む）を確実に実施できる区域（例：〇〇市□□町、〇〇市（△△小学校学区のみ）など）をご記載ください。

⑦設備基準

No	該当サービス	項目	質 問 事 項	回 答
1	設備基準	日中系サービス	障害福祉サービス等の訓練・作業室や障害児通所支援事業の発達支援室等について、必要面積の基準はあるのでしょうか。	基準省令において訓練・作業室は「訓練等で作業に支障がない広さを有すること」とあり、明確に広さの規定がありませんが、愛知県で指定を受けるには下記の要件を満たす必要があります。 ・障害福祉サービス事業（日中系サービス）については「<u>定員1人当たり2㎡以上</u>」の訓練・作業室及び多目的室をそれぞれ求めています。たとえば定員20人の事業所の場合、訓練・作業室と多目的室で40㎡ずつ（合計80㎡）必要となります。 ・障害児通所支援事業の指導訓練室についても、基準省令において明確に広さの規定がありません（児童発達支援センターを除く）が、「<u>定員1人当たり3㎡以上</u>」の発達支援室を求めています。<u>必要面積は内寸で確保する必要があります</u>ので、図面上にその寸法を記載してください。 ・相談室・事務室については面積の基準はありませんが、相談室は机と4人分の椅子が設置できる広さ、事務室は業務に支障のない広さの確保は必要です。
E.Q&A-16 ²	障害児通所	多機能型	児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型事業所として指定を受ける場合に、発達支援室の共有は可能でしょうか。	以下の①、②のケースにより異なります。 ①児童発達支援と放課後等デイサービスのサービスのサービス提供時間が重複しない場合 ⇒発達支援室の共用は可能です。 ただし1日を通して受け入れられる利用者の人数は、運営規程に定めている定員数が上限となります。 ②児童発達支援と放課後等デイサービスのサービスのサービス提供時間が重複する場合 ⇒共用はできません。それぞれの定員に応じた発達支援室を設置する必要があります。 （※②のケースの場合は部屋としてそれぞれ壁などで区分けされている必要があります。）
3	設備基準	障害児通所支援事業	発達支援室は複数に分かれていても問題ないでしょうか。	発達支援室が複数の居室に分かれている場合、目が届かない空間や時間が生じる恐れがあるため、基本的には一つの空間で支援を行う体制を整える必要があります。

4	設備基準	訪問系サービス・通所系サービス	同一敷地内で訪問系サービスと通所系サービスを実施する場合、洗面所及び便所の共有は認められるか。	基準省令第8条、解釈通知第三の2において、設備及び備品等については、運営に支障がない場合には、他の事業と共有することができるとされている一方で手指を洗浄するための設備等の感染予防に必要な設備等については、特別の配慮が必要なことも同時に記載されています。他の事業の利用者と同じ設備を使用すると、施設内において感染が広がる可能性が高くなり、新型コロナウイルス感染症等に対する感染防止対策が重要視されている現状において適切ではないと考えられるため、洗面所及び便所については、他の社会福祉事業の利用者が使用するものとは別に、訪問系サービス専用のものを用意してください。
---	------	-----------------	---	---